

令和3年1月8日

お客様各位

株式会社 浪速管理  
代表取締役社長 野崎 孔作

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う  
緊急事態宣言発令による管理業務の維持について

昨日7日(木)、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正インフルエンザ等対策特別措置法に基づく二度目となる緊急事態宣言が発令されました。対象地域は、東京・埼玉・千葉・神奈川の4都県で、宣言の期間は1月8日から2月7日までの1か月間です。今回は、前回実施した網羅的な抑制ではなく、特に飲食の場に対策の重点を置き、対象エリアも絞ったもので、住民に対しても午後8時以降の不要不急の外出自粛が要請されました。

一方、大阪府・京都府・兵庫県の2府1県も感染拡大を受け、緊急事態宣言発令の要請せざるを得ない状況となっています。

当該地域には、弊社が管理させていただいておりますマンションやビルが数多くあり、お住いの皆様、テナントの皆様には、何かと不自由な日々が暫く続くのではと懸念しております。

マンション管理業務は、共同住宅のライフライン維持従事者、生活維持のための情報提供者として社会的機能維持に関わる事業者としての一面も持ち合わせています。

また、ビルメンテナンス業務は、企業活動・治安の維持に必要なサービスとして、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にもこれらサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続が要請されています。

この度の事態が、マンションにお住いの皆様やビルテナントの皆様の生活等の安定に最小限の影響に留まるよう、弊社及び浪速技建並びにグループ会社社員の感染リスクを抑えつつ、業務を継続していく所存です。

しかし、今後状況によっては管理員・清掃業務等現地スタッフの時差出勤、時短勤務、休務等によるイレギュラーな勤務をせざるを得ない場合もあるかも知れません。極力、事前のご案内をさせていただき予定ですが、時に事後になることや接触機会を低減するため、応対に失礼なことが起こることが想定されます。

また、東京事業部及び本社部門においても、一部業務縮小により、電話対応等に時間を要することが想定されます。

お客様にご心配ご迷惑をおかけすることもございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上